

平成31年度 札幌市奨学生（補充採用）募集のお知らせ

札幌市教育委員会

札幌市では、能力があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な学生・生徒を支援し、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない給付型の奨学金（札幌市奨学金）を支給しています。

平成31年度札幌市奨学生の「補充採用」は、大学等または高等学校等に在学している方を対象として募集します。応募される方は、以下の説明をよくご覧のうえ、在学している学校にお申込みください。

1 支給額・募集人数

採用区分	種別	支給額		募集人数
		奨学資金(※1)	入学支度資金(※2)	
大学等	国公立	月 6,000 円	14,000 円	30 人程度
	私立	月 9,000 円	21,000 円	
高等学校等	国公立	月 5,000 円	10,000 円	140 人程度
	私立	月 8,000 円	15,000 円	

※1 奨学資金は、年に3回、各回につき4か月分ずつをまとめて支給します。

※2 入学支度資金は、1年生（大学院生を除く）に支給します。

2 応募資格

次の4つの要件をすべて満たす方。なお、応募にあたっては、在学している学校からの推薦が必要です。

(1) 本人またはその親などが札幌市内に居住している方

- ・「本人」または「親」などの少なくともどちらか一方が札幌市内に住んでいれば応募可能です。
- ・在学する学校の所在地は、札幌市内でなくても構いません。

(2) 平成31年4月に、札幌市奨学生の対象となる大学等又は高等学校等に在学している方

- ・大学等… 大学・大学院、短期大学、高等専門学校（4・5年次）、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る）
- ・高等学校等… 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（高校の内容に準ずる教育を行う学校に限る）、高等専門学校（1～3年次）、専修学校（修業年限3年以上の高等課程）

(3) 保有する資産について、次の要件に該当する方

- ・本人と家計支持者（原則父母）の資産（預貯金、有価証券、投資信託、現金、投資用資産として保有する貴金属等）の合計額が2,000万円以下（家計支持者が一人の場合は1,250万円以下）であること。

(4) 学業成績が優秀で性行が善良である方

3 採用者の選考

学校の推薦を受けて応募された方から、「学業成績」(※3)、「家計の状況」(※4)、「学校からの推薦書」をもとに、採用者の選考を行います。選考の結果は、2019年7月中をめどに、郵送でお知らせいたします。

なお、「高等学校の定時制課程に在籍している方」および「身体障害者手帳をお持ちの方」については、それぞれ若干名を優先的に採用します。

※3 「学業成績」は、直近の過去3年分の全教科の成績評定の数値を審査の対象とします。

※4 「家計の状況」は、志願者を含む同一世帯員の前年1～12月の収入（所得）を審査の対象とします。

4 提出していただく書類

(1) 札幌市奨学生（補充採用）願書【所定の様式】

- ・ 記載例を参考に、必要事項をもれなく記載のうえ、捺印してください。
- ・ 身元保証人は、20歳以上の方（保護者でも可。同居・別居は問いません。）としてください。

(2) 奨学金振込口座届【所定の様式】

- ・ 志願者本人名義の口座に限ります。本人以外の名義（保護者名義等）の口座は使用できません。
- ・ 預金通帳の写し（金融機関名、支店名・店番号、口座番号、名義人のカナ氏名が記載されたページ）を必ず添付してください。

(3) 成績証明書（過去3年分）

- ・ 直近の過去3年分（例：高校2年生の方は、高1・中3・中2の分）の成績証明書が必要です。
- ・ 在学している（いた）学校に発行してもらってください。様式は各学校のもので構いません。

(4) 平成30年中（1～12月）の世帯の収入（所得）に関する証明書類

- ・ 同一世帯員の中で収入（所得）のある方全員について、下表で該当するもの全てをご用意ください。
- ・ 生活保護受給世帯は「生活保護受給証明書」のみをご提出いただければ、下表の証明書類は不要です。
- ・ 保護者であるか否か、血縁の有無、住民票上同一世帯か否か、家計が同一か別かなどを問わず、同居する方はすべて同一世帯員とし、証明書類が必要です。また、主たる家計維持者が単身赴任等で別居している場合も、同一世帯員とします。
- ・ 保護者以外であっても、同居されている方で収入のある方は全員、証明書類が必要になります。

収入等の種類	必要な証明書類（コピーで構いません）
給与収入	平成30年分の源泉徴収票（複数箇所勤務した方はすべての分） ※転職等により、平成31年中の給与収入が平成30年よりも減少する見込みの場合は、平成30年分の源泉徴収票に加えて「平成31年分の給与見込証明書」も併せて提出してください。
事業所得	平成30年分確定申告書の控
年金	次のうちいずれか1点 ・ 平成30年分の公的年金等の源泉徴収票 ・ 直近の年金額改定通知書 ・ 直近の年金振込通知書
児童扶養手当	次のうちいずれか1点（平成30年中の受給金額が分かるもの） ・ 児童扶養手当証書 ・ 児童扶養手当受給証明書
雇用保険 （失業等給付）	雇用保険受給資格者証 （氏名・受給期間・受給額が記載された部分）
その他 （養育費、仕送り等）	収入額が分かるもの（入金額が記載された通帳の写しなど）

※ 募集時期に市区町村で取得できる「平成30年度所得証明書」は、平成30年中の収入・所得を証明するものではないため、使用できません。

(5) [該当する方のみ] 障害者手帳（氏名・障害等級が記載されている部分）の写し

- ・ 志願者本人が身体障害者手帳を所持している場合、若干名を優先的に採用します。
- ・ 志願者本人が身体以外の障害者手帳を所持している場合、または、世帯員が障害者手帳を所持している場合は、世帯の収入から一定額の控除が可能となり、家計の状況の審査で有利になる場合があります。

5 提出先・期限

提出する前に、記載もれや書類不足などの不備がないか十分にご確認ください。

提出先：平成31年4月現在在学している学校

提出期限：学校により異なります。学校に必ず確認のうえ、期限を厳守して提出してください。

(参考) 各学校から札幌市教育委員会への提出期限は5月15日(水)としています。

6 他の奨学金との併給について

「札幌市特別奨学金」(下記参照)と同時に受けることはできません。「札幌市奨学金」と「札幌市特別奨学金」の両方に採用された場合は、どちらか一方を辞退していただく必要がありますのであらかじめご了承ください。

札幌市特別奨学金以外の奨学金との併給は、札幌市としては特に制限しておりません。

ただし、各種奨学金には、他の奨学金との併給を制限しているものもありますので、札幌市以外が実施する奨学金を受給している方や申請を予定している方は、当該奨学金の規約や募集要項等をご確認ください。

「札幌市特別奨学金」とは…

生活困難な世帯の生徒に技能習得のための学資を支給し、世帯の経済的自立を図ることを目的とした奨学金です。札幌市奨学金と同時に受給することはできません。

対象となる方は、以下の学校に在学及び進学予定で、本人又はその養育者が札幌市民であり、かつ現に生活保護を受けているか生活保護を必要とする状態(収入が生活保護基準額の1.5倍以内)にある方です。

○高等学校の普通科以外の職業学科(工業、商業、家庭、看護、福祉、情報、農林水産)

○専修学校(高等課程) ○各種学校(高等学校相当課程) ○特別支援学校(高等部)

※ 札幌市特別奨学金の担当部署：札幌市子ども未来局子育て支援課 電話 011-211-2988

7 参考(過去の採用実績)

過去数年間の採用実績は、おおむね次のとおりです。

なお、下表の金額・成績は過去の実績であり、実際の金額・成績は志願者の状況によって毎年変動します。

下表に該当することをもって採用が保証されるものではありません。あくまでも目安としてご理解ください。

区分		世帯の年間収入額の目安※		過去3年間の学業成績 (5段階評価の全教科平均)
		4人世帯	5人世帯	
大学等	国公立	423万円以内	467万円以内	おおむね4.6以上
	私立	492万円以内	536万円以内	
高等学校等	国公立	373万円以内	414万円以内	おおむね3.7以上
	私立	440万円以内	484万円以内	

※ 平成31年度補充採用においては、平成30年1～12月の収入(所得)を審査します。

※ 年間収入額の金額は、4人世帯は「両親・本人・中学生」、5人世帯は「両親・本人・中学生・小学生」のモデル世帯で、本人が実家から通学する場合の目安です。家族構成や本人・世帯員の状況などによっては、上表の金額と大きく異なる場合があります。

※ 世帯年収額の目安は「収入」の金額であり、「所得」とは異なります。

※ 学業成績については、その年の志願者の状況によって、上表の数値を超えていても不採用となる場合や、上表の数値に満たなくても採用される場合もあります。

8 書類不備にご注意ください

提出書類に記載もれや添付書類不足などの不備があると、審査を行うことなく不採用となる場合や、審査において本来適用を受けられるはずの有利な条件が適用されなくなる場合があります。不備のないよう、提出前に必ずご確認ください。

例年、願書等の記載もれや添付書類の不足などが多数見受けられます。

不備があった場合は、修正や追加提出などの対応を順次お願いしますが、期間内にご対応いただけなかったり、連絡がつかなかったりすると、審査を行えずに不採用となる場合があります。

また、特定の条件に該当すると審査で有利になる場合（世帯員に在学者、単身赴任者、障害者手帳所持者などがある場合）に、記載もれや添付書類不足があると、審査は可能でも有利な取扱いができない場合があります。

例年の傾向から、よくある不備の事例を以下に掲載しますので、参考にしてください。書類を学校に提出する前に、今一度不備がないかよくご確認ください。

○ 世帯員の在学学校名（特に「学校区分」「通学区分」）の記載もれ：願書記載例の⑩参照

世帯員に在学中の方がいる場合、学校や通学の区分に応じて、世帯の収入から所定額の控除が可能となり、家計の状況の審査において有利になる場合があります。在学中の方なのに「在学する学校名・学年」の欄に正しく記載されていないと、控除が適用されなくなる場合があります。

○ 障害者手帳の添付もれ：願書記載例の⑤参照

障害者手帳所持に○がついているのに、対象となる手帳の写しが添付されていないことがあります。

有効な手帳の写しの添付により、優先採用や世帯収入から一定額の控除が可能な場合があります（4の⑤参照）が、添付されていないとこれらを適用できなくなる場合があります。

○ 収入証明書類の添付もれ：願書記載例の⑨参照

収入のある方について添付していただく収入証明書類は、添付もれ（特に以下のア～エ）が多く発生しています。原則として「すべての世帯員のすべての収入証明書類」を添付していただくことが基本となりますので、足りないものがないか、提出前によくご確認ください。

ア 複数種類の収入あるのに、そのうち1つの証明書類しか添付されていない。

（例：給与収入と児童扶養手当の収入があるのに、給与収入の証明書類しか添付されていない。）

⇒ どちらか1種類ではなく、その方のすべての収入について証明書類が必要です。

イ アルバイト収入等がある学生・生徒（志願者本人を含む）の証明書類が添付されていない。

⇒ 志願者本人を含めて、学生のアルバイトの場合であっても、証明書類が必要です。

ウ 配偶者の扶養の範囲内でパート等をしている方の証明書類が添付されていない。

⇒ 扶養の範囲内であっても、給与収入の証明書類が必要です。

エ 収入のある保護者以外の同居親族（祖父母、兄弟姉妹等）の証明書類が添付されていない

（例：同居する祖父母の年金収入や、同居する兄弟姉妹の給与などの証明書類が添付されていない）

⇒ 「家計が別だから」または「住民票では別世帯だから」提出不要と思われる方が多いようですが、家計が一緒か別か、また、住民票上同一世帯か否かにかかわらず、同居している方は原則すべて世帯員とみなすため、収入の証明書類が必要になります。



＜お問い合わせ先＞

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育推進課学事係

電話：011-211-3851

FAX：011-211-3852